

巨椋池干拓と大池神社

竹田圭乃

人間文化学研究所地域文化学専攻

1. はじめに

現在の京都市伏見区・宇治市・久御山町にまたがる地域には、かつて、巨椋池と呼ばれる巨大な池が広がっていた。この池は「大池」と呼ばれ、宇治川が木津川・桂川と合流して淀川に注ぐ地点にあって、遊水地としての役割を果たしていた。琵琶湖水系に属すこの池には様々な動植物がみられ、水生植物約150種、魚類43種、貝類36種が生息していたほか、63種以上の鳥類が飛来したという(巨椋池土地改良区 2001: 2)。沿岸の村々では漁業や狩猟が盛んにおこなわれたほか、菱・蓮花・蓮根・真菰・菖等の採取もおこなわれていた。しかし、明治時代に淀川改良工事の一環として宇治川から切り離され、完全に独立した池となるとその姿は一変する。水位が低下し、水質は悪化した。そこで、国営の事業として巨椋池の干拓がおこなわれることとなる。結果、この池は昭和16(1941)年に姿を消し、广大

な干拓田として生まれ変わった。

干拓を機に巨椋池漁業は廃絶したわけであるが、その際、巨椋池漁業において中心的な役割を担ってきた集落である東一口に1社の神社が建立された。これが本研究で対象とする大池神社である(図表1)。ここには、かつて巨椋池に棲息した諸種の生き物の霊魂が祀られており、現在でも年に2回、例祭が執り行われている。

本稿では、この大池神社を事例として、いわゆる「魚供養」の習俗がどのように生じるのかを明らかにする。また、この事例から、近年みられる「魚供養」の特徴を指摘したい。

2. 先行研究と課題

魚類を含め、人間種以外の生き物に対する「供養」の習俗は各地に存在する。大型の哺乳類の場合、その死に際して「供養」をおこないたいと思う



図表1 現在の巨椋池干拓地

心情は、多くの人に理解できるであろう。小型の哺乳類であっても、表情や鳴き声が我々の心情と共鳴することがあるかもしれない。しかし、魚類はどうか。魚類の身体構造は人間のそれとはかけ離れており、魚類から自立的な意識を汲み取ることは難しいように思われる。それゆえ筆者には、人々が魚類の「供養」をおこなう理由が全く分からなかった。しかし、それにもかかわらずいわゆる「魚供養」のような習俗は全国各地に存在しているのである。筆者がここで特に魚類を対象として設定したのは、この点に依る。すなわち、「供養」の対象として想定され難いように思われる魚類に対して「供養」がおこなわれる背景とは、どのようなものだろうか。本稿では、その一端を明らかにすることを試みる。

先行研究を概観する前に、まずはここまでで繰り返し用いてきた「供養」の語について明確にしておきたい。先行研究において、大池神社にみられるような魚の霊魂を慰める習俗は、一般に「魚供養」の語で括られ、後述の通り放生会などの仏教行事あるいは古来のアニミズムとの関連で、古い時代からの連続性について語られてきた。あるいは近年では開発や経済構造の変化といった近現代の問題としても検討が加えられている。しかし語の定義については厳密に検討されてこなかった。

魚類供養碑の調査をおこなった田口理恵らは先行研究を概観し、これまでの研究においては、生き物の死に対して霊を慰め、成仏を願い、その霊が災いをもたらさないようにとおこなう儀式・祭事一般を、神式、仏式にこだわらず、生き物供養の問題として捉えてきたと指摘した(田口ほか 2010)。そのうえで田口は、魚類への「供養」を「人間が関わりを持つ水域の生き物に対して、その霊を弔い、その存在を祀るなどの、その生命を尊重する習俗一般」と広く定義している。本稿でも、ひとまずは田口の定義を採用して論を進めたい。

2-1. 生き物の供養習俗に関する先行研究

従来、魚類供養も含めた生き物供養の研究は、放生会などの仏教行事あるいはアニミズムとの連続性に焦点が当てられてきた。例えば木村博は、動植物供養について、お祓いや読経をせずにはいられないところこそが問題であると指摘している(木村博 1988)。こうした研究においては、供養が「良いも

の」として捉えられる傾向にあり、否定的に検討されることは少なかった。しかし中村生雄は、従来の研究とは少し違った視角から供養について論じた。

中村は、『祭祀と供儀——日本人の自然観・動物観』において、殺した動物の霊を弔う「供養の文化」を、動物を神の賜物とみなしてその一部を神に送り返す「供儀の文化」と対置して検討した(中村 2001)。そのうえで、「供養の文化」について、これを古来のアニミスティックな精神風土の延長線上に位置づけるだけでは不十分であるとした。そして、供養は自然の資源を奪取して利用することに対する負の感情を恒常的に解消し、個人私的活動を全面的に開放するための心理的・文化的装置として機能しており、ひいてはそれが資本主義的企業経営の全面開放を保障する心理的・文化的装置としても流用されていると指摘した。

また、菅豊は中村の議論を踏まえながら、20世紀後半以降、「動物の権利」に対する意識が高まったことで、動物の「殺し」への「負」の感情や「死」への忌避観が増幅され、「供養の文化」の過剰な肯定がおこなわれるようになったと指摘する(菅 2012)。さらに、現代の日本においては、このような新しい価値観のなかで、古い文化とは必ずしも連続するとはなしに「供養の文化」が再生産され続け、多様であった動物をめぐる説明体系が「供養の文化」に画一化しつつあるとも指摘している。

2-2. 魚類供養碑に関する先行研究

近年では魚類を中心とした生き物供養碑の研究も進められており、興味深い成果が挙げられている。

魚類の供養習俗に関して、最近まで事例が断片的に紹介されることはあっても包括的な研究はほとんどなされてこなかった。こうした中、田口理恵を中心とした東海大学の研究グループが、これまでの魚類供養習俗に関する研究では限られた事例から一般化がなされてきたことに問題意識を抱き、魚類供養碑のデータベースの構築を目指して調査を実施した(田口ほか 2011)。田口らは郷土資料等の文献調査・漁業事業者へのアンケート調査・供養碑関係者への聞き取り調査をおこなった。その結果、水域の生き物に関する供養碑が1141基確認されることとなった。

土方和貴・佐渡友陽一は、田口らの研究等を踏まえて作成されたデータベースサイト『生き物供養碑



図表2 大池神社外観

topicmap』を用いて魚類・鯨類の供養碑を年代ごとに分析した(土方・佐渡友 2019)。

これらの供養碑を用いた分析から、(1) 1800年代以降、供養碑の数が急激に増加すること、(2) 1800年代以降、供養対象が多様化し、特に戦後には「魚霊碑」や「魚魂碑」など様々な種を包括的に供養する碑が建てられるようになること、(3) 時代を追うごとに供養の主体や供養の契機が多様化すること、などが明らかになっている(田口ほか 2010)(土方・佐渡友 2019)。特に1950年代以降、無条件に供養を良いこととみなす社会的コンセンサスを背景とした、人々に好感されることを前提とする「良いこととしての供養」が登場したことも指摘されている(土方・佐渡友 2019)。

2-3. 課題

以上、先行研究を概観した。近年盛んに指摘されているように、筆者も、供養を無条件に「良いもの」とみなす立場には賛同しない。しかし、筆者が調査した大池神社例祭においては、供養が特に肯定されている風にも見えなかった。むしろ無関心といった様子であり、人々はただ組織の一員として参集し、淡々と指示された順序に則って祭祀をこな

すのみであった。そこに意味を見出さない参列者も多数いたように思われる。祝詞やそこに祀られている対象を見ると、明らかにそれは「供養」ではあるが、しかし供養の意識が参列者に共有されているかということ、そうでもなさそうなのである。これはどのように説明できるのであろうか。この点から、魚類供養習俗の現代的な在り方について本稿の終わりで指摘したい。

3. 大池神社概観

3-1. 大池神社の外観

まずは本研究の対象である大池神社について述べる。大池神社は、巨椋池の干拓に際して、かつて巨椋池に棲息した諸種の生き物の靈魂を鎮め、干拓地耕作者の安全と繁栄を祈願する神社として昭和11(1936)年に建立された。京都府久御山町東一口頂場に位置しているが、この地は干拓地の一部であって、干拓以前は池であった。境内は玉垣で囲まれ、鳥居の手前には石灯笼と社号碑が建つ(図表2)。鳥居から本殿にかけては石で舗装された通路で繋がれ、通路の左右には砂利が敷かれている。鳥居をくぐって右手には大池漁業記念碑と手水舎があり、左手には洪水の碑と川魚商の碑がある。



図表3 大池漁業記念碑

大池漁業記念碑は、自然石を積み上げた2メートルほどの基礎の上に、高さ約2.5メートル、幅約1.5メートルの石碑を立てたものである(図表3)。表面には「大池漁業記念碑」の文字が彫られる。裏面にはかつて大池漁業の由緒を刻んだ銅板がはめ込まれていたが、現在この銅板は取り外され、社殿内に保管されている。

洪水の碑は、巨椋池の歴史を伝える碑文が刻まれた石碑である。この碑の上端は昭和28(1953)年に発生した大洪水の浸水線であるとされ、水禍の記憶を現在に伝えている。

川魚商の碑には干拓以前に魚の取引をしていた人々の名が刻まれている。「御籤所創設記念」と記されているが、建立の経緯は不明である。

これらの碑に加え、社殿内には大池漁業に関する文書『大池神社文書』が保管されている。

3-2. 大池神社の行事

大池神社では、毎年6月の第1日曜日と、10月の最終日曜日に例祭が執り行われる。大池神社には神主がないため、神事は近隣の玉田神社の神主に頼んでいる。この例祭は元々6月5日と10月29日におこなわれていたが、勤め人が増えて祭りの維持

が難しくなったため、休日の開催に変更されたという。

以下、筆者がおこなった現地調査をもとに例祭の様子を記述する。筆者は2021年10月、2022年6月、同10月の計3回、大池神社例祭に参加した。以下では、2021年10月の例祭について紹介する。

2021年の秋の例祭は10月31日の日曜日に執り行われた。祭りが近づくと、自治会が業者に境内の草刈りをたのむ。祭りの前日になると、自治会長と各班(東一口の集落は、それぞれおよそ10軒ずつ、10班に分かれている)の班長が集まり、提灯や注連縄などを準備する。この年は例祭当日が雨の予報であったため、本殿の前に簡易のテントが建てられた。

当日は、9時半頃になると参列者が大池神社に集まりはじめ、境内で歓談の様子が見られた。10時前になると玉田神社の神主が到着し、自治会の役員と祭りの進行を軽く確認していた。参列者は順に手水舎で手を清め、10時になると本殿に向かって左側に巨椋池土地改良区の職員、右側に東一口自治会員が整列する。その後、自治会長挨拶、改良区理事長挨拶、修祓、本殿開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉の順に進行し、10時35分に終了した。例年であれば、この後に社務所で御神酒を受けるそうだが、最近では感染症拡大防止のため省略されている。最後に参加者全員で提灯やテント等を境内の倉庫に片付け、解散となった。若い参列者の中には大池神社についてよく知らない方もおり、「今日は来いって言われたから来た」「何を祀ってるんや?」という声も聞かれた。

ほかに筆者が参加した2022年6月は参加者が少なく、少し規模が小さかったものの基本的には同様に執り行われた。例年春の例祭は秋の例祭に比べて規模が小さいそうである。同10月も、2021年と基本的に同様であった。

年に2度の例祭のほか、正月にも東一口自治会によって提灯が掛けられ、供えものがなされる。12月30日に東一口自治会の役員が提灯や、米・水・塩・鏡餅・榊といった御神前の準備を済ませ、31日の夕方頃に提灯を点灯する。大みそかの23時頃から1時頃までは東一口自治会の役員が社務所で番をする。東一口の人々は一般的に、大みそかから元旦にかけて、家々で氏神である玉田神社や東一口の豊吉稲荷、家によっては伏見稲荷大社や石清水八幡宮等をまわって参拝し、最後に大池神社に参るとい

う。また、巨椋池土地改良区の職員も年末に揃って参拝に訪れている。

4. 東一口の生活

大池神社の位置する東一口とはどのような集落であろうか。本章では、巨椋池干拓前、干拓時、干拓後と順を追って、東一口で営まれてきた生業と信仰について記述する。

4-1. 巨椋池干拓以前の東一口

巨椋池干拓以前の東一口において、生業として特に重要な位置を占めていたのは漁業であった。東一口の漁師たちは、後鳥羽院から「北は津軽八方外が浜、南は櫓權の続くまで」との勅状を賜ったとして、古くは近世の初頭から巨椋池での漁業に特権的に従事してきた(福田 1981 : 16-17)。漁業にかかわる組織については後述するが、この特権は干拓時に存在した大池水産会まで引き継がれた。

大池水産会が有した漁業権は、極めて閉鎖的で強固なものであった。東一口においても、古くから漁業をおこなってきた家とその分かれの家筋には大池水産会に加入して池で漁業をおこなう権利があったが、それ以外の家の者はたとえ集落内に住んでいても権利を得ることができなかった。彼らは、巨椋池とその北を流れる宇治川を漁場として網漁・釣漁・簀立漁・浸木漁・釜漁などをおこなった(福田 1981 : 16-17)。

東一口の漁師たちが巨椋池や河川で捕った魚は、東一口で開かれた魚市で売買された。ここでは、東一口のすべての漁師と多数の仲買人や小売行商人が集まって毎日取引がおこなわれていた。仲買人には東一口以外の者が多く、京都・伏見・淀・横大路・向島・小倉といった所からやってきた。また、ジャコヤとよばれていた25、6人の小売行商人も、その半数以上は東一口以外の近在の者であった(巨椋池ものがたり編さん委員会 2003 : 201-203)。大池神社境内の「川魚商の碑」には、往時魚の取引をしていた者の名が刻まれている。

東一口の人々は、漁の収入の不足を補い飯米を確保するために農業もおこなっていた。大正末期において、彼らに自家の所有田はほとんどなく、東一口内外の地主から小作地を借りて、5反から8反ほどの田地を耕していたという。しかしその田の多くは巨椋池の島上にあったため、夏期になって水位が上

がると毎年のように冠水した。そのため、良くて3年に1度7分作で、例年はそれ以下といった状況だった。よって、彼らは十分な量の米を自給しえなかったという(福田 1981 : 17.73)。

巨椋池沿岸の人々は、漁業や農業の外にも様々な形で収入を得ていた。巨椋池で菱・蓮花・蓮根・真菰・葎等を採集したほか、鴨猟の案内もおこなっていた。巨椋池の大半が官有地であったため、蓮・真菰・葎の採取には知事の許可が必要であった。大池水産会は、「池沼水草物採水願書」(『大池神社文書』)を年ごとに知事に提出し、府から払い下げを受けていた。大池水産会はこうした資源の入札希望者を集め、落札者にこれを採取する許可を与えていた。

4-2. 大池神社建立以前からの信仰

みてきたとおり、漁業が生活の糧として重要な位置を占めていた時代において、東一口にはどのような信仰があったのだろうか。ここでは特に、東一口とその周辺地域の氏神である玉田神社における信仰、および東一口の魚類にかかわる信仰に絞ってその内容を述べる。

4-2-1. 玉田神社

玉田神社は、東一口の南側に隣接する集落・森に鎮座する神社である。武甕槌命、応神天皇、天兒屋根命、竹内宿祢命を祀る。氏子地域は森・島田字江ノ口・坊之池・中島・西一口・東一口・相島・村東(森字村東・野村字村東)にまたがり、6つの座がある。すなわち、本当座・御幣座・御箸座・森当座・玉弓講・名主座・相島北当座・相島中当座である。このうち本当座・御幣座・御箸座は東一口の人々で構成される(中村 1988)。

4-2-2. 安養寺

安養寺は、東一口に位置する浄土宗の寺院である。東一口の人々は基本的に久御山町大字中島の華台寺(浄土宗)か久御山町大字坊之池の観音寺(浄土宗)の檀家であり、いずれかに墓を持つが、安養寺の信徒でもある。東一口にはもともと安養寺の1か寺しかなく、全戸が安養寺の檀家であったが、住職のいない時代を経て現在の形態になったという。

安養寺には世話方という、信徒を取りまとめる役がある。世話方は、玉田神社の座のうち東一口の人々で構成される本当座・御幣座・御箸座のそれぞ



図表4 住吉さん

れから数名ずつ、計14名が選ばれ、1期3年もしくは4年つとめる。交代は3月の春祭りの日におこなう。

この寺は十一面観世音菩薩を本尊として奉祀しているが、これは開祖である弥陀次郎が淀川神の木の淵から引き上げたものと伝承されている。毎年3月の春祭りと、8月10日の施餓鬼法会の際に御開帳がある。

安養寺には、魚類に関わる行事として8月10日の施餓鬼法会がある。これは、東一口の人々の旦那寺である華台寺・観音寺の施餓鬼法会に先立っておこなわれる。東一口の人々は、安養寺と自身の檀那寺の双方で施餓鬼法会をおこなうという。安養寺の施餓鬼法会では本堂に施餓鬼棚が設けられ、2基の塔婆が建てられる。1基は戦没者の菩提を弔うものであり、もう1基は「當寺開山一代諸上人及開基以来諸担越先亡新益諸精靈羽毛鱗甲魚貝虫等」を供養するものである。久御山町史には、巨椋池の干拓直前まではこの施餓鬼法会が浜でおこなわれていたという興味深い記述があるが、筆者が聞き取りをおこなった限りでは、この記述に関する語りを確認することができなかった(久御山町史編さん委員会1986:814)。

4-2-3. 住吉さん

安養寺境内には住吉さんと呼ばれる祠が存在する(図表4)。この祠は巨椋池の方に向いており、干拓以前は池を見下ろすように鎮座していたという。

扁額には「金比羅大権現 住吉大神宮 大池水王神宮」とある。この「大池水王神宮」が具体的にどのような存在であるのかは定かではないが、神名に大池を冠しているところから、大池の主を祀ったものであることが想定できる。大池の主に関しては、以下のような語りがある。

むかし、巨椋池には大きな鯉が2匹すんでいた。身の丈は1丈(約3.3メートル)もあり、漁師たちは池の主として恐れていた。鯉が水面にあらわれると、漁師は付近に近寄らず、網を打つこともしなかったという。しかし、近年になると巨椋池の主は白蛇だといわれるようになった。巨椋池周辺の草むらには、大小の蛇がうじゃうじゃし、10メートルもの大蛇もいたと伝えられている。(中略)また、巨椋池には龍がいた、と語ってくれる古老の人達もいる。干拓で住む所を失った龍が、すさまじい稲妻とともに天へ昇っていったという(日本共産党宇治委員会1997:26)。

ここでは、毎年7月28・29日(現在では7月末の休日)に住吉祭がおこなわれる。これは現在自治会の行事となっている。この日には住吉さんの詞の前に提灯を張り、神饌を供える。提灯は、男児が生まれた際につくるものである。現在では数も少ないが、かつてはほぼ全戸数にあたる200張もの提灯が連なったという。

4-3. 巨椋池干拓の経緯

ここまで、巨椋池干拓前の東一口における生業と信仰について述べてきた。本節では、どのようにして巨椋池干拓事業が実現に至ったのか、開発の経緯を、特に近代以降に絞って概観していく。

巨椋池の周囲に形成されていた広大な葭島の開墾は江戸時代に既におこなわれていたが、巨椋池全体の開墾に至ることはなかった。明治時代になると、旧淀藩の家老職を勤めた田辺又太郎が士族授産のために巨椋池の北西部に沿う葭島の開墾を京都府に出願し、許可を得た。彼は有志士族を指導して開墾に着手し、米の収穫を見た。その後彼は明治14(1881)年に巨椋池の埋め立てを計画した。この計画は実現しなかったが、当時すでに巨椋池全体の開墾を構想していた点は注目できる(久御山町史編さん委員会 1989: 513-514)。

その後、干拓の直接的な契機となったのが明治18(1885)年の大洪水である。この時の淀川氾濫を機に、大阪府・京都府・滋賀県の3府県で洪水の再発防止を求める淀川改修運動がおこった。その結果、明治30(1897)年に淀川改良工事が開始されることとなる(巨椋池土地改良区 2001: 56)。

この工事の一環として、巨椋池沿岸の洪水を防止するために宇治川が付け替えられ、巨椋池が切り離された。その結果、宇治川とは川沿いの排水路の樋門をもって通じるのみとなり、遊水地としての機能を失う。その後、それを補完するために上流に瀬田川洗堰が建設され、流量の調節が可能となる。この洗堰による流量調節によって巨椋池の推移は一挙に1.2メートルあまり低下した。そして、明治39(1906)年には宇治川との水路が締め切れ、巨椋池は完全に独立した。これによって同年には巨椋池周辺の農地が近年まれに見る豊作を記録したが、一方でこれ以降巨椋池の魚類が減少し、漁業に大きな影響を与える結果となった(久御山町史編さん委員会

1989: 362-366)。

また、水の停滞による水質汚濁も周辺の集落に悪影響を及ぼしていた。そのため、この頃から巨椋池大規模干拓の出願が次々に提出されることとなる。しかし、巨椋池の水面約700町歩のうち、中央部の国有400町歩を除く沿岸の300町歩はそれぞれ沿岸5か村に属していたため、沿岸既耕地まで含めた耕地整理や漁業権の補償等、問題が山積していた。こうした事情から、明治時代に計画された干拓事業はいずれも却下され、実現しなかった(久御山町史編さん委員会 1989: 515-516)。

そこで、沿岸町村の干拓事業推進者らは、国や京都府に対して組織的に干拓事業の推進を働きかけるため、大正2(1913)に干拓期成同盟会を組織する。その結果、大正5(1916)年には彼らの働きかけを背景として、巨椋池調査費4,800円が京都府会を通過し、翌6年度に干拓に向けた調査が開始される。この調査は1年間にわたった。しかし結論は、技術的には可能であるが経済的には不可能であるということであった(久御山町史編さん委員会 1989: 516-518)。

ところが大正7(1918)年以降、米騒動が全国に波及すると、食糧問題解決策の一つとして農林省による土地利用調査がおこなわれ、巨椋池もその対象となる。調査の結果、巨椋池は干拓可能にして有望な事業であると断定された。また、翌大正8(1919)年には政府によって開墾助成法が公布されるなど、干拓事業を取りまく条件は好転し、住民運動も大きな盛り上がりを見せた。京都府においても、農林省の調査で干拓可能とされたことから巨椋池の干拓は大正9年度の京都府会に提案される運びとなった(久御山町史編さん委員会 1989: 518-519)。

当時の計画では巨椋池の干拓は3か年の継続事業として100万円以上の経費を要するものと試算された。この時、この事業を府の直営とするか、または沿岸町村組合や個人会社の経営に委ねるかなどの問題の解決が為されないまま干拓の実行が内定し、農林課は土木課と協調して実地調査をおこなうこととなった。しかし、計画はその後具体的に進展せず、漁業権補償問題の未解決や府の財政上の不安などから大正11(1922)年の通常府会で打ち切りが決定されてしまう(久御山町史編さん委員会 1989: 518-519)。

その後、昭和2(1927)年、農林省では食糧問題

解決の一方策として大規模な干拓・開墾事業を予算に計上し、各地へ技師を派遣して調査をおこなう事となる。巨椋池は福島県大吹原、千葉県伊藤沼および手賀沼、青森県三本木原と並んで調査の対象となった。農林省は巨椋池の干拓が候補地の中で最も有望であると判断し、干拓に向けた予算を計上した。しかし事業規模が大きかったことから大蔵省の承認を得ることができず、先送りとなる。この結果を受け、地元住民は京都府下の代議士に後援を求めるなど、干拓に向けた運動を更に強化してゆく。こうした運動が功を奏してか、昭和3(1928)年から翌年にかけておこなわれた第56回通常帝国議会において干拓・開墾事業などに関わる予算が衆・貴両議院を通過した。そして昭和4(1929)年には巨椋池の干拓に66万5千円の予算が割り当てられる。その後、政権交代により事業費が1年繰り延べになるなどの紆余曲折はあったが、昭和7(1932)年2月、農林省から巨椋池国営施工の依命通牒があり、巨椋池の干拓は全国初の国営開墾事業として決定した(宇治市歴史資料館 2011:14-20)。

施工は国営・府営・耕地整理組合営でおこなわれることとなり、昭和7(1932)年3月に、その分担に関する協定調印がおこなわれた。また、漁業権補償問題についても同年9月1日に、大池水産会への補償金15万円・干拓後の土地は大池水産会員に優先的に払い下げることと妥結して、解決した。こうして昭和8(1933)年6月16日には起工式がおこなわれ、約8年の歳月を経て昭和16(1941)年11月9日に竣工式が挙行された。(宇治市歴史資料館 2011:20-22)。

この干拓工事によって634ヘクタールの干拓田が生まれ、そのうち267ヘクタールが従来の所有者に換地交付された。元官有地の新田367ヘクタールについては、大池水産会員に優先的に払い下げられ、残りは沿岸農民に払い下げられることとなった(宇治市歴史資料館 2011:19)。

5. 大池神社建立の経緯

前章では、巨椋池干拓の経緯について概観した。では、こうした時代背景の中で大池神社の建立はどのように進められていったのであろうか。残念ながら、大池神社が建てられた経緯に関する詳細な資料は見つかっていない。しかし、巨椋池開墾国営工事事務所の初代所長であった可知寛一氏の『作業日

誌』に大池漁業記念碑および大池神社建立に関する多少の記述がみられる。

この『作業日誌』は、可知氏が所長辞令を受けて以降、干拓工事の進捗を記したものである。大池神社に関する記述が初めてみられるのは昭和10(1935)年7月24日の頁である。

本朝九時水産会代表神馬、神谷等ノ諸氏役人各来訪用明天皇以来歴史アル漁業水面旧形ヲ存セサルニ至ルヲ以テ水産會ニ於テ右記念碑及水神社祠建立予定ニ付國營トシテ右費用ノ援助方ヲ熟談アリタリ 之二對シテ水産會ハ間接ニシテ又社祠ト申スモ組合トカ府トカ関係事業者カ公式ニ之ヲ夫々途ヲ経テ公文書ヲ接セリ本省ニ付立テ何等カノ回答ヲ致ス可キモ水産會諸氏間ニ限ル事業ニシテ之カ分散を画期トスル紀念ノ意ヲ本意トスル程度ナラハ援助ヲ吝ムモノニ非スト雖モ支出ノ途無ク便宜工事不要トラ處分スルニ當リ社内埋立の爲利用シ易キ様仕向ケル程度ニ止ムルノ外無カラシム又記念碑篆額ヲ大臣御願スル程度ナラハ小生ニ於テ取次申ス可キ旨ヲ約シ大體具體的ノ件ハ保留ニテ帰村セリ…

上記の「記念碑」とは現在の大池神社境内に存在する大池漁業記念碑のことであろう。また、「水神社祠」とは大池神社を指していると考えられる。この記述より、大池漁業記念碑および大池神社の建立を主導したのは大池水産会であったこと、大池漁業の廃絶が建立の動機であることがわかる。また、大池水産会役人は可知氏に対して建立の費用を国から支出してもらえよう頼んだものの、かなわなかったようである。

次に大池神社に関する記述があらわれるのは、同月27日である。

東一口神馬外二人大池漁業記念碑揮毫ニ付交渉ニ来ル一応鈴木知事ニ改メテ自分ヨリ打合交渉ノ上萬一鈴木氏ニ於テ至急揮毫ノ餘暇ナキトキハ更ニ適當ノ人ヲ物色シ不可能ノ時ハ自分ニ於テ執筆ノ事ヲ約ス…

この記述より、前回の訪問から3日後に再び大池水産会の神馬氏等が可知氏のもとを訪れ、大池漁業記念碑揮毫に関する交渉をしたことがわかる。ここ

で可知氏は、当時京都府知事であった鈴木信太郎に記念碑を揮毫してもらえよう自分から交渉してみるが、不可能な場合は他の適当な人物に頼み、適当な人物がいなかった場合には自分が請け負うと約束している。

その後しばらくは大池神社に関する記述は見られず、干拓工事の進捗に関する記述が続く。再び大池漁業記念碑に関する記述がみられるのは年が明けた昭和11年1月である。

一月六日 晴 …予テ東一口水産會ニヨリ依頼ノ記念碑揮毫ハ鈴木知事ニ於テ時間無ク地元急ヲ要スル為一応ハ自分執筆ノコトニ決心セルモ碑文ニ傳説的ノコト多ク内容如何カヲ懸念シ伏見署長ニ内見同署ハ支障ヲ認メサル旨回答ナリ残存水面等行文不明ナルモ右ハ組合ト打合セノ上考慮スルコトトシ兎モ角誕生ノ当日執筆セリ…

一月七日 晴天 東一口水産會長神馬重造外三名來所記念碑揮毫紙ヲ持ち帰ル 其際口頭ヲ以テ碑文記載ノ事實ニテ若シ後日異論生スルモ正式ニハ碑文ヲ見ス又極メテ粗読セル(組合ノモノヲ)ノミナルヲ以テ其責ニ任セサルコト残存水路面の漁業権利ヲ水産會ニ承認トアリ前後ノ文理精神解釋ヨリスルトキハ京都府カ水産會員ノミニ獨占的ニ認メタルモノノ如クニモ解セラルモ右ハ京都府ニ於テ承認セルモノニモ非ス、昭和十年三月巨椋池耕地整理組合對水産會ノ干拓田處分問題解決ニ際シ両者間ニ開鑿水路面ニ於テモ水利水行ニ支障無キ限り一般地元民ト同様ニ水産會員モ漁業ヲ之ニ於テ行フコトヲ得ル内契約ノ事實ヲ指スモノト解セラレ本契約モ自分モ立会セルヲ以テ碑文ノ主旨モ右ノ範圍ヲ出ルモノナリヤ或ハ完全ニ同事項ヲ銘記セントスル主旨ヲ出テサルヤ為念質問セルモノ内契約ノ主旨以上ヲ予期スルモノニ非ストノ明確ナル答ヲ神馬、望月、馬場崎等ヨリ得タルヲ以テ安心之ヲ交付セリ…

以上より、可知氏が碑文に揮毫することとなり、その内容について確認をおこなっている様子が分かる。

そして、1月28日に「大池水産漁業記念碑除幕

式ニ列シ祝辞ヲ述フ…」とあり、大池漁業記念碑が完成する。

可知氏の『作業日誌』には、大池漁業記念碑除幕式以降については書かれていない。また、10月27日の記述以降、大池漁業記念碑に関する記述のみで、大池神社に関しては全く言及されていない。大池神社はどのような経緯で建立されるに至ったのだろうか。これについても詳細な資料は見つからなかったが、同じく巨椋池沿岸の集落である小倉村の機関紙『郷土』昭和11年7月15日号に、以下のような記述がみられた。

水場職員宿舍建築其他 巨椋池耕地整理組合協議 巨椋池耕地整理組合では左記雑件の爲、去る十三日午前十時正副組長、常任保障委員、特別委員等集合、夫々協議或は決定した 一、一口水産組合祠堂建設に對する寄附の件 金五百圓以内と決定。(外に敷地一反歩寄附既決) 一、…

巨椋池耕地整理組合(現在の巨椋池土地改良区)が昭和11(1936)年6月30日に協議をおこない、その結果、「水産組合祠堂」すなわち大池神社建設に際して、500円以内の資金を拠出することが決定したようである。また、大池神社の敷地も巨椋池耕地整理組合から寄付されている。大池神社の棟札によると、そのおよそ2か月後の9月3日に起工式がおこなわれ、9月25日に立柱式、9月25日に上棟式がおこなわれている。この棟札には、大池水産會長神馬氏を始めとする大池水産会員の名前と、議員の名が連なる。

また、社殿内には昭和50(1975)年9月の、大池神社の建て替えの際の棟札も納められている。地元の方への聞き取りによると、建て替えは昭和28(1953)年の台風による水害を契機としているそうである。この水害では宇治川の堤防が決壊し、干拓前の巨椋池全域を含む2880ヘクタールが浸水した。その影響で木造の社殿が傷んだことから、コンクリート製の社殿で従来の社殿を覆い、保護することになった。また、現在境内に敷きつめられている石畳や神社を囲む玉垣もこの時のものだという。これ以前、神社の境内は舗装されておらず草だったそうで、子供たちが野球をすることもあったという。この事業は大池神社神域整備事業協賛会の主導のもの

とでおこなわれた。この会は、巨椋池土地改良区の業務から宗教に関する事業を分離するために結成されたものであり、この建て替え事業の際の一時的な組織であった。

また、平成7(1995)年10月には、阪神淡路大震災被災によって沈んでしまった本殿の改修工事が、大池神社奉賛会によっておこなわれている。この大池神社奉賛会とは大池神社にかかわる業務をおこなう組織であり、昭和53(1978)年2月10日に発足した(巨椋池土地改良区 2001:25)。巨椋池土地改良区の職員で構成されており、改良区の業務から宗教に関する事業を分離するために組織されたという。上述した大池神社神域整備事業協賛会は昭和50(1975)年の建て替えの際の一時的な組織であったが、この大池神社奉賛会は設立以降現在まで常設されている。

6. 大池水産会

では、大池神社の建立を主導した大池水産会とはどのような組織であったのだろうか。また、建立の動機となった大池漁業の廃絶とは、具体的にどのようなものであったのだろうか。

第4章第1節で述べた通り、東一口・小倉村・伏見弾正町の漁師たちは、古くは近世の初頭から巨椋池での漁業に特権的に従事してきた(宇治市歴史資料館 1991:14)。江戸時代には將軍の代替わりごとに漁業に関する特権が与えられ、公領は伏見奉行、私領は代官の支配下に置かれた。漁師たちは「仲間」組織を形成し、各村に特定の割合で保有される鑑札(株札)に応じて漁業権を確保した。鑑札と漁師の数は、慶応6(1601)年の段階で、東一口が札5枚に漁師51人、小倉村は3枚25人、伏見弾正町が15枚30人であった。この後宝暦8(1758)年に増札がおこなわれるが、東一口が7枚74人、小倉村は変化がなく3枚25人、伏見には三栖村が加わり16枚32人であった。この数字を見ると、東一口は株札の数に比べて漁師の数が極端に多いことが分かる。すなわち東一口の漁師は営業規模に反して税負担は少なくとも良いという、優遇された立場にあった(宇治市歴史資料館 1991:10-15)。

明治時代になると、漁師仲間は小倉村・伊勢田村の農民に対して毎年の納金に代え、一時金として200両を支払って入会権を確保した(久御山町史編さん委員会 1989:280)。

明治18(1885)年4月13日、京都府は「同業組合準則」を制定し、同年12月14日に重要な物産の改良繁殖に関する農工商業の組合に限り適用することを布達した。これを受け、東一口村・小倉村・伏見弾正町の漁師たちは明治19(1886)年3月に大池漁業組合規約を定めて京都府に認可を申請し、同年7月に認可を受けた。ここに大池漁業組合が誕生する。「同業組合準則」は重要な物産の改良繁殖が目的であるため、大池漁業組合設立の条件として魚類の養殖が義務づけられた。よって組合は生育場を設置し、毎年鯉種(稚魚)10万尾を放流して養殖することを規定した(久御山町史編さん委員会 1989:281-282)。

そして明治35(1902)年、淀川改良工事を機に、大池漁業組合を引き継ぐ大池水産組合が組織される(久御山町史編さん委員会 1989:285)。すなわち第3章第3節で述べたように、淀川改良工事によって巨椋池が宇治川から分離したことにより、漁業従事者は大きな打撃を被った。そこで大池漁業の統制とその発展を図るためにこの組合が組織されたのである。事務所は巨椋池最大の漁村である東一口に置かれた(久御山町史編さん委員会 1989:481)。

その後、大正11(1922)年に、大池水産組合は大池水産会と改称される。これ以降の大池水産会の動きについては、『保存書類』(大池神社文書)に見ることができる。この『保存書類』は大池神社の社殿内に保管されているものであり、大池水産会の事業報告書等が綴られている。(図表5)は、事業報告書にもとづき、昭和6(1931)年から16(1941)年までの大池水産会の漁獲量等の推移をまとめたものである。

干拓直前から干拓完了にかけてのこの時期において、巨椋池の漁師たちは池内に養殖場を設けて鰻や鯉等を放流し、養殖事業をおこなっていたことが分かる。漁獲量は年々減少しているものの、会員数は一定している。昭和8年に干拓工事が始まって以降も、大池水産会による漁業は水域のある限り継続しておこなわれており、干拓完了の前年である昭和15年まで続いた。

しかしその後、干拓が完了した昭和16(1941)年には「巨椋池干拓事業ノ竣工ヲ見ルニ至リ魚類生息ノ水面殆ド無クナリ会員亦農業ヲ以テ其ノ生業ト為スニ至リ今ヤ全ク本会存続ノ必要ヲ認メザルニ至リタルヲ以テ本年度限り本会ヲ解散スル事トセリ」と

図表5 大池漁業の推移

年度	事業	巨椋池における 漁獲量(貫)	単価 (円)	価格 (円)	備考	会員数
昭和6		29000	15	43500		
昭和7	魚類ノ蓄殖保護ノ為メ従来ヨリ引續キ養殖場ヲ設ケ漁船ノ出入並ニ漁撈ヲ禁止シ水産會ノ補助ヲ受ケ鯉兒及鯪兒ノ放流ヲ繼續シテ増殖ヲ図リ六月ヨリ七月ニ至ル間ニ宇治川筋天然産鯪兒五拾貫九月ヨリ十月ニ至ル間ニ中河内産鯉兒四百貫ヲ放流シテ魚類ノ増殖ヲ図リ毎年冬期ハ大池水位減シ水深三尺以下ニ下ル事アルニ依リ禁漁區ヲ設ケ魚族ノ濫獲ヲ防ギ保護ヲ加ヘタル結果其成績大ニ良好ナリ	28500	16	45600	本年度ハ一般經濟界ノ不況術好轉セルニ依リ魚價モ幾分回復シタルモ数量ニ於テ減ジタルニヨリ前年ニ比シ著シキ差異ヲ示サズ	164
昭和8	魚類ノ蓄殖保護ノ為メ従来ヨリ引續キ養殖場ヲ設ケ漁船ノ出入並ニ漁撈ヲ禁止シ水産會ノ補助ヲ受ケ鯉兒及鯪兒ノ放流ヲ繼續シテ増殖ヲ図リ六月ヨリ七月ニ至ル間ニ宇治川筋天然産鯪兒五拾貫九月ヨリ十月ニ至ル間ニ中河内産鯉兒四百貫ヲ放流シテ魚類ノ増殖ヲ図リ毎年冬期ハ大池水位減シ水深三尺以下ニ下ル事アルニ依リ禁漁區ヲ設ケ魚族ノ濫獲ヲ防ギ保護ヲ加ヘタル結果其成績良好ナリ	25000	16	40000	本年度ハ一般經濟界ノ不況術好轉セルニ依リ魚價モ幾分回復シタルモ数量ニ於テ減ジタルニヨリ前年ニ比シ著シキ差異ヲ示サズ	164
昭和9	魚類ノ蓄殖保護ノ為メ従来ヨリ引續キ養殖場ヲ設ケ漁船ノ出入並ニ漁撈ヲ禁止シ水産會ノ補助ヲ受ケ鯉兒及鯪兒ノ放流ヲ繼續シテ増殖ヲ図リ六月ヨリ七月ニ至ル間ニ宇治川筋天然産鯪兒五拾貫十二月ニ丹波産鯉兒百五拾貫ヲ放流シテ魚類ノ増殖ヲ図リ毎年冬期ハ大池水位減シ水深三尺以下ニ下ル事アルニ依リ禁漁區ヲ設ケ魚族ノ濫獲ヲ防ギ保護ヲ加ヘタル結果其成績良好ナリ	15000	16	25000		164
昭和10	魚類ノ蓄殖保護ノ為メ従来ヨリ引續キ養殖場ヲ設ケ漁船ノ出入並ニ漁撈ヲ禁止シ水産會ノ補助ヲ受ケ鯉兒及鯪兒ノ放流ヲ繼續シテ増殖ヲ図リ六月ヨリ七月ニ至ル間ニ宇治川筋天然産鯪兒五拾貫十二月丹波産鯉兒百五拾貫ヲ放流シテ魚類ノ増殖ヲ図リ毎年冬期ハ大池水位減シ水深三尺以下ニ下ル事アルニ依リ禁漁區ヲ設ケ魚族ノ濫獲ヲ防ギ保護ヲ加ヘタル結果其成績良好ナリ	10000	16	16000	巨椋池干拓事業ノ進捗に伴ヒ数量價格共ニ漸減ヲ示セリ	164
昭和11	魚類ノ蓄殖保護ノ為メ従来ヨリ引續キ養殖場ヲ設ケ漁船ノ出入並ニ漁撈ヲ禁止シ水産會ノ補助ヲ受ケ鯉兒及鯪兒ノ放流ヲ繼續シ或ハ禁漁區ヲ設ケテ魚族ノ濫獲ヲ防グ等専ラ魚類ノ増殖ヲ圖リ其成績見ルベキモノアリシモ巨椋池干拓事業ノ進捗に伴ヒ魚類棲息個所漸次狭小トナリ生産數量亦漸減ノ一途ヲ辿ルニ至レリ	5000	18	9000		164
昭和12	魚類ノ増殖保護ノ為メ水産會ノ補助ヲ受ケ多年種々ノ施設計畫ヲ繼續シ来リシモ巨椋池干拓工事ノ進捗ニ依リ魚類棲息個所著シク狭小トナリ生産數量亦著減ノ一途ヲ辿ルニ至レリ	1000	18	1800		164
昭和13	魚類ノ増殖保護ノ為メ多年種々ノ施設計畫ヲ繼續シ来リシモ巨椋池干拓工事ノ進捗ニ依リ魚類棲息個所著シク狭小トナリ生産數量著減スルニ至レリ	500	20	1000		164
昭和14	巨椋池干拓事業ノ進捗ニ依リ水面著シク狭小トナリ生産數量從テ著シク減スルニ至レリ	500	20	1000		164
昭和15	巨椋池干拓事業殆ド完成シタルニ依リ魚類棲息個所極メテ狭小トナリ本會事業ノ繼續遂行不可能トナルニ至レリ				殆ンド見ルベキモノナシ	164
昭和16	巨椋池干拓事業ノ竣工ヲ見ルニ至リ魚類棲息ノ水面殆ド無クナリ會員亦農業ヲ以テ其ノ生業ト為スニ至リ今ヤ全ク本會存続ノ必要ヲ認メザルニ至リタルヲ以テ本年度限り本會ヲ解散スル事トセリ				殆ンド見ルベキモノナシ	164

あり、大池水産会は解散するに至る。

7. 大池神社建立の要因

先述の通り、巨椋池における漁業は東一口の人々の持つ特権であり、地域のアイデンティティーの核を形成していたと考えられる。そして、東一口には安養寺、住吉さんなど、池やそこに棲む存在に対して働きかける習俗が干拓以前から存在していたことがわかる。また、近隣には地域一帯の氏神である玉田神社がある。そうであるにもかかわらず、干拓に際して東一口に新たに大池神社が建立された点ほどのように説明できるだろうか。ただ生き物の靈魂を慰めるのであればもともとある習俗でも十分であろうし、そこに上乘せをする形で新たな習俗を形成することもできたはずである。

この点を説明するにあたって、注目すべきは、建立主導者とその動きである。史料の不足により詳細を追うことは出来なかったが、可知氏の日誌や新聞より、少なくとも建立を発起したのが大池水産会であったこと、その動機が大池水産会の廃絶と結びついていることが分かった。また、建立の予算や土地について、大池水産会は、初めは国に支出してもらうよう企図しており、これはかなわなかったものの、最終的には巨椋池耕地整理組合の予算から捻出されていることが分かった。このことから、大池神社の建立は、生き物の「供養」を目的としたものである以前に、大池水産会にとっての記念事業・顕彰事業、行政にとっての補償事業として進められていたことが読み取れる。

8. おわりに

おわりに、ここまでみてきた大池神社の事例を、先行研究の中に位置付けたい。先行研究において、魚類供養碑を用いた分析から、(1) 1800年代以降、供養碑の数が急激に増加すること、(2) 1800年代以降、供養対象が多様化し、特に戦後には、「魚霊碑」や「魚魂碑」など様々な種を包括的に供養する碑が建てられるようになること、(3) 時代を追うごとに供養の主体や供養の契機が多様化すること、などが明らかになっていることは第2章で述べた通りである(田口ほか 2010)(土方・佐渡友 2019)。大池神社は供養碑ではないものの、魚類の靈魂を祀る施設であることからこれらの研究成果に即して検討を加えることが出来ると思われる。

まず(1)に関して、大池神社は1936(昭和11)年に建立されている。魚類供養碑343基、鯨類供養碑156基をそれぞれ半世紀ごとに区切って分析した土方・佐渡友は、魚類供養碑に関して、18世紀以前は建立数が一桁であったのが、1800年～1849年には16基、1850年～1899年には39基、1900年～1949年には62基、1950年～1999年には189基と、50年ごとにその数が倍化傾向にあることを明らかにしている(土方・佐渡友 2019)。特に、1900年以前は鯨類供養碑のほうが魚類供養碑よりも数が多かったのが、1900年～1949年以降その比率が反転したことも指摘している。大池神社はまさにその変化のはじまる時代に建てられた神社である。

(2)に関して、大池神社が「諸種の生き物の靈魂」をまつる神社であることは先述の通りである。供養対象の多様化を体現する、「魚霊碑」や「魚魂碑」といった包括的に生き物を祀る碑のほとんどが戦後に建立されていることを考えると、大池神社の事例は、まさにその端緒となる事例であったといえる。

(3)については、土方・佐渡友が中世の供養碑建立が宗教的権威によって殺生を防ぐことを企図したものであったのが、近世になると殺生の防止を企図しなくなり、漁民が大漁により大きな収入を得たことによる産業的動物供養へと性格が変化したことを指摘した(土方・佐渡友 2019)。その後、近代以降は漁業形態の変化に伴い市場や養殖場など、直接的な漁業の現場以外にも供養碑建立が広がってゆく。

大池神社の建立は、殺生を防ぐことを企図したものではない。また直接的な漁業の現場ではなく、漁業の終焉を契機として干拓地に建立されていることから、比較的新しい魚類供養習俗の在り方に当てはまるものだといえよう。

以上より、大池神社の建立は戦後顕著となる、魚類供養習俗の現代的な在り方の一般的な事例だとみなすことができる。そこで、少々強引ではあるが大池神社の事例を軸に、近年みられる魚類供養の在り方について、その特徴を考えてみたい。

まず、大池神社の事例で特に注目すべきは、大池神社の建立は生き物の「供養」を目的としたものである以前に、大池水産会にとっての記念事業・顕彰事業、行政にとっての補償事業であった点だろう。大池神社は「供養」の装いを纏いつつも、その背景には干拓事業にともなう行政と住民との利害関係が

潜んでいたことがわかる。

加えて、建立当時の人々が共有していた大池神社建立事業の持つ意味は、干拓後約80年が経過した現在ではほとんど忘れられている。巨椋池は過去のものとなり、参列者の全員が池を目にしたことも、池での漁業を経験したこともない。よって、現在の例祭は、自治会の召集のもとに人々が集まり、神職に従う形で淡々と祭祀が執りおこなわれるのみである。

松崎憲三は、東京都中央区築地市場における魚類供養碑を紹介し、魚の供養行事には放流を伴うものがあることがあったものの、石碑の建立に伴い次第におこなわれなくなっていったことについて、「こうした儀礼は意志を銘文化する(石碑を建立する)ことで着落とする現代的な感覚の習俗に再編されつつある」と指摘した(松崎 2004: 93)。松崎が示した事例は、供養行事における魚類との接点が徐々に失われていき、石碑に刻まれた碑文を介するのみになったことを意味している。大池神社の事例においては供養行事の中で魚類との接点がないどころか、日常生活においても参列者と魚との接点が失われている。

ここから、類供養習俗の現代的な在り方は、こうした様々なモノや人、組織を介した、形式的で淡々としたあり方に特徴づけられるものであると指摘したい。これは、人々が主体的に経験するものではなく、受け身でこなす、ある種のタスクとして存在しているものである。

最後に、本稿では大池神社がなぜ神社という形態をとったのか、漁業記念碑の建立だけにとどまらなかったのかについて、十分に指摘することが出来なかった。今後の課題としたい。

参考文献

- 宇治市歴史資料館編, 1991, 『宇治文庫 3 巨椋池』宇治市教育委員会。
 宇治市歴史資料館編, 2011, 『巨椋池——そして、干拓は行われた』。
 巨椋池土地改良区, 2001, 『巨椋池干拓六十年史』。
 巨椋池ものがたり編さん委員会編, 2003, 『巨椋池ものがたり』久御山町教育委員会。
 木村博, 1988, 「動植物供養の習俗」『仏教民俗学体系 4 祖先祭祀と葬墓』名著出版: 375-390。

- 京都府久世郡小倉村郷土会, 1936, 『郷土』(109)。
 久御山町史編さん委員会編, 1986, 『久御山町史 第1巻』。
 久御山町史編さん委員会編, 1989, 『久御山町史 第2巻』。
 菅豊, 2012, 「反・供養論——動物を「殺す」ことは罪か?」『日本の環境思想の基層——人文知からの問い』岩波書店。
 田口理恵・関いずみ・加藤登, 2010, 「魚類への供養に関する研究」『東海大学海洋研究所研究報告』(32): 53-97。
 中村彰, 1988, 「東一口の宮座」『日本民俗学』(176): 94-109。
 中村生雄, 2001, 『祭祀と供儀——日本人の自然観・動物観』吉川弘文館。
 日本共産党宇治委員会, 1997, 『小倉周辺ちょっと昔』。
 土方和貴・佐渡友陽一, 2019, 「鯨類・魚類からみた日本における動物供養碑の時代的変遷」『動物観研究』24: 29-38。
 福田栄治, 1981, 「旧巨椋池漁村の生活習俗」『資料館紀要』京都府立総合資料館。
 松崎憲三, 2004, 『現代供養論考——ヒト・モノ・動植物の慰霊』慶友社。

図表の出典

- 図表 1 『地理院地図』をもとに筆者作成
 図表 2 筆者撮影
 図表 3 筆者撮影
 図表 4 筆者撮影
 図表 5 『保存書類』(大池神社文書)をもとに筆者作成